

公表図書

土木工事標準積算基準書

(参考資料)

令和2年12月追加版

京都市建設局

- ◎ 本資料は、現在公表中の「公表図書 土木工事標準積算基準書（参考資料）令和２年度版 京都市建設局」の一部を改定及び訂正するため、対象ページの新旧対照表を追加版として添付するものである。

10. 標準歩掛が適用できない場合の歩掛の決定方法等について

(1) 歩掛の決定方法について
 標準歩掛が適用できない場合（積算基準書に歩掛が設定されていない場合又は、標準歩掛の適用条件により歩掛が適用できない場合）の歩掛の決定方法は原則3社以上から見積りを徴取し、異常値を排除した平均値に最も近い見積りの歩掛を採用するものとする。やむを得ず、歩掛ではなく単位当たりの施工単価として見積りを取得した場合や歩掛と施工単価が混在する場合であっても、異常値を排除した平均値に最も近いものを採用する。
 3社以上とは、異常値の見積りを含まないものとする。異常値とは、全見積りの平均値から±30%を超える乖離があるものとし、以下を参考に適切に判断する。
 また、見積りにおいては、作業区分毎で比較するのではなく、一連の作業の合計価格で比較するものとする。
 建設機械等賃料については、京都市土木積算システム設計単価に登録がない単価を計上する場合は、特に定めがない限り、長期補正済みの単価を採用することを標準とする。長期補正を行わない場合は、別途、設計図書（見積参考資料等）に条件明示を行う（本書の第X編第1章5を参照）。

なお、本件は、材料費と施工手間を分離でき、かつ汎用性のある工法を採用する場合に適用することとし、適用困難な場合は、監理検査課と個別に協議すること。

(参考) 異常値について
 例えば、3社から見積りを徴取した場合
 1. 徴取したそれぞれの見積りの歩掛を京都市土木積算システム設計単価に置き換える。
 2. 上記1.の後、3社の平均値と比較して、概ね±30%の範囲を外れる価格となる見積りは異常値と考える。
 ※ 職種について、京都市土木積算システム設計単価に該当する単価がない場合は当該見積りの単価を採用する。
 ※ 機械について、「建設機械等損料表」（一般社団法人日本建設機械施工協会発行）及び物価資料に該当する単価がない場合は当該見積りを採用する。
 また、機械運転の単価表については、「土木工事標準積算基準書（共通編）第1編第6章③」を参照すること。

例

京都市土木積算システム設計単価に置き換える。

A社見積り					
名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)
職種ア		人	〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇
職種イ		人	〇△	〇△〇	〇△〇△
機械ウ	□□□□	日	〇□	〇□〇	〇□〇〇
諸雑費		式	1		△△
計					1,000,000

B社見積り					
名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)
職種ア		人	〇△	〇△〇	〇〇〇△
職種エ		人	□△	□△〇	△□△□
機械ウ	□□□□	日	□□	□□〇	□□〇〇
諸雑費		式	1		▽△
計					1,120,000

C社見積り					
名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)
職種ア		人	■〇	■〇■	■〇■〇
職種イ		人	□▽	□▽〇	▽□▽□
機械エ	■□□■	日	■□	■□〇	■〇□〇
諸雑費		式	1		□△
計					520,000

A社(100万円)、B社(112万円)、C社(52万円)の判定
 ① A社・B社・C社の平均値とそれぞれの価格を比較
 $(100 + 112 + 52) \div 3 = 88.0 \Rightarrow 61.6 \sim 114.4$ の範囲外は異常値
 ∴ A社(100万円)は正常値
 ∴ B社(112万円)は正常値
 ∴ C社(52万円)は異常値
 A, B, C社の見積りを判定すると、C社は異常値となり、正常値は2社(3社未満)となるため、もう1社(D社)から見積りを徴取し、A, B, C, D社で比較を行う。
 再度、A, B, C, D社で異常値がないか検討し、正常値が3社以上確保できるまでこの判定を続ける。

(2) 土木工事標準単価について
 物価資料のうち、建設物価調査会が発刊する「土木コスト情報」及び経済調査会が発刊する「土木施工単価」に掲載される土木工事標準単価については、京都市土木積算システム設計単価に掲載のないものでも使用できるものとする。

10. 標準歩掛が適用できない場合の歩掛の決定方法等について

(1) 歩掛の決定方法について
 標準歩掛が適用できない場合（積算基準書に歩掛が設定されていない場合又は、標準歩掛の適用条件により歩掛が適用できない場合）の歩掛の決定方法は原則3社以上から見積りを徴取し、異常値を排除した平均値に最も近い見積りの歩掛を採用するものとする。やむを得ず、歩掛ではなく単位当たりの施工単価として見積りを取得した場合や歩掛と施工単価が混在する場合であっても、異常値を排除した平均値に最も近いものを採用する。
 3社以上とは、異常値の見積りを含まないものとする。異常値とは、全見積りの平均値から±30%を超える乖離があるものとし、以下を参考に適切に判断する。
 また、見積りにおいては、作業区分毎で比較するのではなく、一連の作業の合計価格で比較するものとする。
 建設機械等賃料については、京都市土木積算システム設計単価に登録がない単価を計上する場合は、特に定めがない限り、長期補正済みの単価を採用することを標準とする。長期補正を行わない場合は、別途、設計図書（見積参考資料等）に条件明示を行う（本書の第X編第1章5を参照）。

なお、本件は、材料費と施工手間を分離でき、かつ汎用性のある工法を採用する場合に適用することとし、適用困難な場合は、監理検査課と個別に協議すること。

(参考) 異常値について
 例えば、3社から見積りを徴取した場合
 1. 徴取したそれぞれの見積りの歩掛を京都市土木積算システム設計単価に置き換える。
 2. 上記1.の後、3社の平均値と比較して、概ね±30%の範囲を外れる価格となる見積りは異常値と考える。
 ※ 職種について、京都市土木積算システム設計単価に該当する単価がない場合は当該見積りの単価を採用する。
 ※ 機械について、「建設機械等損料表」（一般社団法人日本建設機械施工協会発行）及び物価資料に該当する単価がない場合は当該見積りを採用する。
 また、機械運転の単価表については、「土木工事標準積算基準書（共通編）第1編第6章③」を参照すること。

例

京都市土木積算システム設計単価に置き換える。

A社見積り					
名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)
職種ア		人	〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇
職種イ		人	〇△	〇△〇	〇△〇△
機械ウ	□□□□	日	〇□	〇□〇	〇□〇〇
諸雑費		式	1		△△
計					1,000,000

B社見積り					
名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)
職種ア		人	〇△	〇△〇	〇〇〇△
職種エ		人	□△	□△〇	△□△□
機械ウ	□□□□	日	□□	□□〇	□□〇〇
諸雑費		式	1		▽△
計					1,120,000

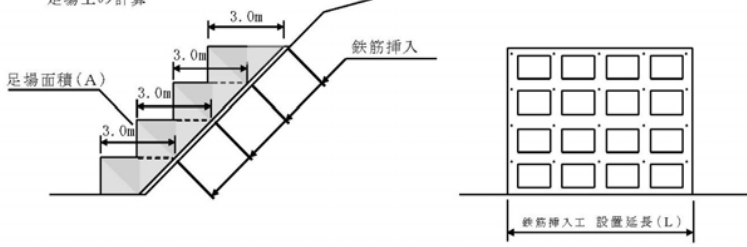
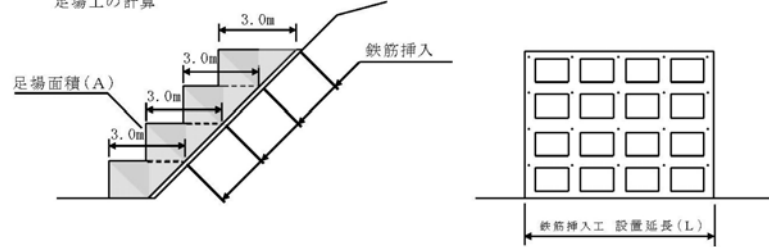
C社見積り					
名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)
職種ア		人	■〇	■〇■	■〇■〇
職種イ		人	□▽	□▽〇	▽□▽□
機械エ	■□□■	日	■□	■□〇	■〇□〇
諸雑費		式	1		□△
計					520,000

A社(100万円)、B社(112万円)、C社(52万円)の判定
 ① A社・B社・C社の平均値とそれぞれの価格を比較
 $(100 + 112 + 52) \div 3 = 88.0 \Rightarrow 61.6 \sim 114.4$ の範囲外は異常値
 ∴ A社(100万円)は正常値
 ∴ B社(112万円)は正常値
 ∴ C社(52万円)は異常値
 A, B, C社の見積りを判定すると、C社は異常値となり、正常値は2社(3社未満)となるため、もう1社(D社)から見積りを徴取し、A, B, C, D社で比較を行う。
 再度、A, B, C, D社で異常値がないか検討し、正常値が3社以上確保できるまでこの判定を続ける。

(2) 市販図書等の積算基準及び土木工事標準単価について
 前項の見積りに代わり、他官庁、法人及び協会等が市販・公表している図書の積算基準を準用できるものとする。
 また、物価資料のうち、建設物価調査会が発刊する「土木コスト情報」及び経済調査会が発刊する「土木施工単価」に掲載される土木工事標準単価についても、京都市土木積算システム設計単価に掲載のないものでも使用できるものとする。

・市販図書等に関する運用の追記
 ・前項の追記に伴う既存文章の編集

土木工事標準積算基準書（参考資料）

ページ	旧	新	備考
土木工事標準 積算基準書 (参考資料) VI-2-30	<p data-bbox="286 199 638 223">4. 鉄筋挿入工 (ロックボルト工)</p> <p data-bbox="302 231 761 255">(1) 鉄筋挿入工 (ロックボルト工) の足場工の計上について</p> <p data-bbox="324 279 436 303">足場工の計算</p>  <p data-bbox="448 550 761 582">足場工 (空m³) = A × (L + 1.0m × 3)</p> <p data-bbox="616 1380 705 1404">VI-2-30</p>	<p data-bbox="1144 199 1496 223">4. 鉄筋挿入工 (ロックボルト工)</p> <p data-bbox="1160 231 1619 255">(1) 鉄筋挿入工 (ロックボルト工) の足場工の計上について</p> <p data-bbox="1182 279 1294 303">足場工の計算</p>  <p data-bbox="1305 550 1619 582">足場工 (空m³) = A × (L + 1.0m × 2)</p> <p data-bbox="1496 1380 1585 1404">VI-2-30</p>	<p data-bbox="1971 558 2105 582">・数字の訂正</p>